

改正

昭和48年4月1日条例第6号

昭和48年12月24日条例第34号

昭和53年9月28日条例第28号

昭和57年12月17日条例第35号

昭和60年3月26日条例第15号

昭和62年12月22日条例第28号

平成6年9月19日条例第36号

平成7年3月23日条例第11号

平成9年12月15日条例第37号

平成11年3月26日条例第4号

平成14年9月18日条例第41号

平成17年3月30日条例第8号

平成18年3月31日条例第22号

平成18年9月19日条例第43号

平成18年9月19日条例第45号

平成19年12月25日条例第47号

平成20年3月28日条例第9号

平成20年6月30日条例第32号

平成23年3月30日条例第9号

平成25年3月14日条例第4号

平成26年3月26日条例第10号

平成26年10月3日条例第40号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対して医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

（1）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者

（2）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける者は、対象者としな

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

（2）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

（証明書の交付等）

第4条 市長は、対象者に対し、対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、前項の証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届けなければならない。

(受給権の保護)

第6条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対しては、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月24日条例第34号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月28日条例第28号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月17日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係るこの条例による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月26日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則（昭和62年12月22日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 施行日の前日において65歳以上である者（中略）については、改正前の条例及び第2条の規定による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成6年9月19日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月23日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月15日条例第37号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年3月26日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の（中略）奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 5 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改

正する。

(次のよう略)

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月19日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略) 第2条の規定による改正後の(中略)奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月19日条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日条例第47号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)附則第1条本文に定める日(平成19年12月26日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の(中略)奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第9号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(第2条第1項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める部分を除く。)

公布の日

(2) 第1条の規定(第2条第1項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)

附則第1条第3号に規定する政令で定める日

(3) 第2条の規定 平成24年4月1日

附 則 (平成25年3月14日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第10号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

○奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和47年4月1日規則第11号

改正

昭和48年10月1日規則第42号

昭和55年6月30日規則第30号

昭和58年1月31日規則第5号

昭和59年6月4日規則第33号

昭和60年3月30日規則第19号

昭和61年12月27日規則第46号

平成元年3月6日規則第5号

平成元年3月30日規則第22号

平成9年3月28日規則第8号

平成9年8月29日規則第42号

平成9年12月15日規則第54号

平成11年3月26日規則第7号

平成12年12月28日規則第76号

平成14年9月25日規則第111号

平成16年6月1日規則第43号

平成17年3月31日規則第63号

平成17年7月29日規則第81号

平成19年3月30日規則第6号

平成23年3月31日規則第28号

平成24年7月23日規則第53号

平成27年12月24日規則第90号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(社会保険各法の範囲)

第2条 条例第2条第1項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各

号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（証明書の交付申請）

第3条 条例第4条第1項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合においては、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく省令に規定する被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく省令に規定する被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳
- (3) 知的障害者にあつては、療育手帳
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

（証明書の交付）

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは、心身障害者医療費受給資格証（別記第2号様式。以下「資格証」という。）を交付するものとする。

2 前項の資格証の有効期限は、次のとおりとする。ただし、受給資格を有しなくなつたときは、その日までとする。

- (1) 1月1日から7月31日までに交付したものは、当該年の7月31日
- (2) 8月1日から12月31日までに交付したものは、翌年の7月31日

（支給方法）

第5条 助成金は、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書に基づき支給する。
ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（資格証の更新申請等）

第6条 受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第4条の規定は、第1項の規定による資格証の更新申請があつた場合について準用する。

（再交付）

第7条 受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市心身障害者医療費受給資格証再交付申請書（別記第4号様式）により、市長に再交付を申請しなければならない。

2 受給者は、資格証の再交付を受けた後、失つた資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返戻しなければならない。

（届出）

第8条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、受給者は、当該事由が生じたときは、奈良市心身障害者医療費助成変更届（別記第5号様式）に資格証を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 受給資格を有しなくなつたとき。

（2） 氏名又は奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

（3） 加入医療保険に変更があつたとき。

（第三者の行為による被害の届出）

第9条 助成金の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

（受給者台帳の整備）

第10条 市長は、受給者について心身障害者医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整

理しておかなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月30日規則第30号)

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月31日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき交付されている医療証等の有効期限は、この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の医療証等で改正後の規則第6条の規定により更新を行ったものの有効期限は、改正後の規則第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年7月31日までとする。

附 則 (昭和59年6月4日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている心身障害者医療費受給者台帳は、この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定により作成された心身障害者医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後

の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月27日規則第46号）

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成元年3月30日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日規則第42号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成9年12月15日規則第54号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている請求書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年9月25日規則第111号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年6月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第63号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月29日規則第81号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条第1項に規定する心身障害者医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書、第2条の規定による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書、第3条の規定による改正前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている老人医療費受給資格証再交付申請書及び第4条の規定による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証再交付申請書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後

のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月23日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第90号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条関係）

第2号様式（第4条、第6条—第8条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）